

令和5年9月28日

安芸太田町特別職報酬等審議会会長 様

安芸太田町長 橋 本 博 明

安芸太田町特別職の報酬等の額について（諮問）

安芸太田町特別職報酬等審議会条例（平成16年条例第42号）第1条第2項の規定により、議会の議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について、貴審議会の意見を求めます。

記

◆ 現行の特別職の報酬等

町議会議員の議員報酬額（月額）	議長	269,000 円
	副議長	219,000 円
	議員	200,000 円
町長、副町長及び教育長の給料額（月額）	町長	695,000 円
	副町長	594,000 円
	教育長	557,000 円

◆ 諮問の要旨

本町特別職の報酬等の額については、複雑、高度化する職務の内容及びその職責、他の地方公共団体の状況、社会経済情勢の変化などを踏まえ、適宜適切に安芸太田町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）において議論いただくべきものであります。

前回、令和3年度開催の審議会において、安芸太田町議会議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額については据置として改定を見送り、新型コロナウイルス感染症収束後の議会議員改選期までを目途にあらためて審議会を開催し、その時点で引上げの審議を行うこととする、という結論をもって答申いただきました。

このことから、本町を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、町民の理解が得られるものとするために、安芸太田町議会議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料のあるべき水準について、審議会に諮問するものであります。